

講義録レポート

講義録コード 06-13-9-101-13

講座	社会保険労務士	テーマ	直前対策プレセミナー
目標年	2013年合格目標		「基本と過去問で理解を深める勉強法」
コース	無料公開セミナー	回数	1回
用途	☒ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	岡根 一雄 先生	講義録枚数	3枚 ※レポート含まず
		配布レジュメ	16枚

配布教材	・ 配布資料 (16枚)
備考	

社 労 士 講義録

 科目 基本と過去問で理解
 目 を深める勉強法

 コース 直前対策
 プレセミナー

回数 /

配布物

★ミニテスト：あり [] なし

★実力テスト：あり [] なし

◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★その他のレジュメ []

講師

岡根

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

社労士試験 直前対策プレセミナー
 「基本と過去問で理解を深める学習法」
 ～これからの実践的な勉強に向けて～

訂正があります

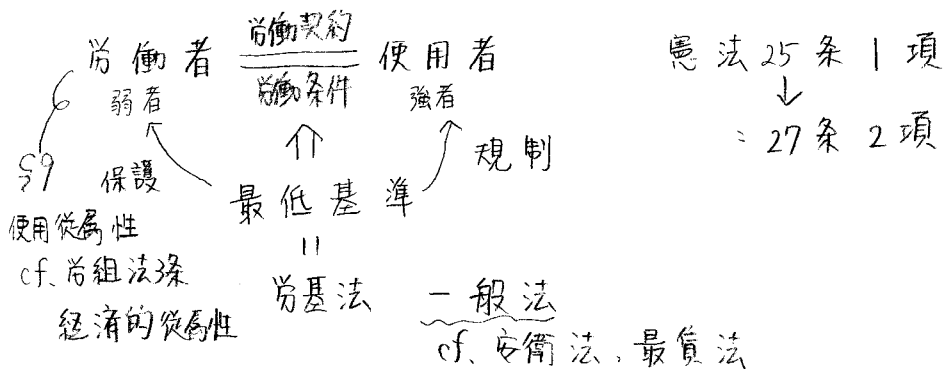
○ P6 の 2 番

(1 行目) 「 3 分 の 1 未満 ^{である者} 又は 45 」
 ↓
 削除

2 行目・3 行目 削除

(4 行目) 「く。」に限る。} —
 ↓
 削除

○ P9 1 番 の 5 行目 及び 2 番 の 2 行目の
 「 社会 保険 庁 長 官 」 → 厚生 労働 大臣

P1~
P2

社 労 士 講義録

 科目 基本と過去問の理解
 目 を深める勉強法

 コース 直前対策
 プレセミナー

回数 /

配布物

★ミニテスト：あり [] なし

★実力テスト：あり [] なし

◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★その他のレジュメ []

講師

岡根

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

§ 13 規範的知力

 [強行的知力
 直律的知力
 cf. 労組法 16 条

A または B 危険性

P 3 労使間の権利義務を根拠付けるもの (= 法源)

 法令 > 労働協約 > 就業規則 > 労働契約
 cf. 労使協定

労契法 7 条 実質的周知

P 4

 [保険給付 [業
 通
 二

§ 7 I ①②③

 [社会復帰促進等事業 [社
 被
 安

業務遂行性

+

業務起因性 ⇨ 業務災害 と認定

社 労 士 講義録

 科目 基本と過去問の理解
 目 深める勉強法

 直前対策
 プレセミナー

 回数
 /

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講師

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

岡根

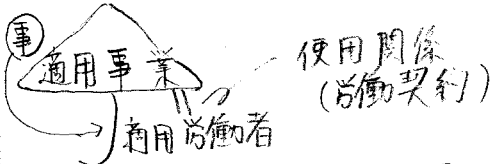
◇配布物なし

先生

テキスト
ページ

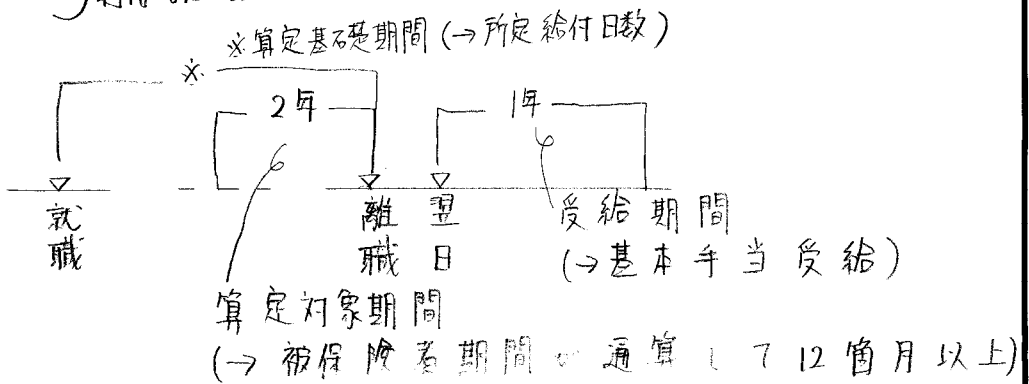
黒 板 内 容

P 5



P 6

P 7



P 9

受給資格期間 (原則 25 年以上)

+

65 歳 ← 繰上げ請求

↓

「支給する」 (= 受給権発生)

↓

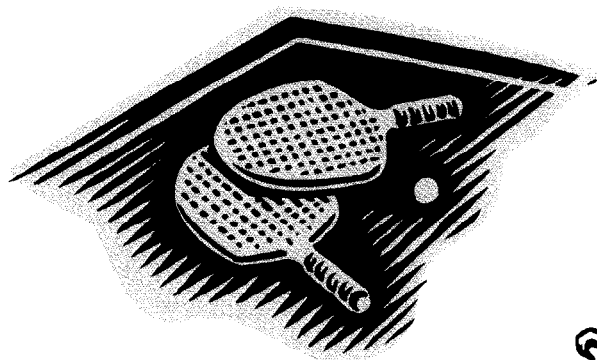
法 18 条 1 項 ← 繰下げ申出

2013 年合格目標

直 前 対 策

フ レ セ ミ ナ ー

配 布 資 料



- ◇ 3/20 (水) 渋谷校
- ◇ 3/24 (日) 梅田校
- ◇ 4/7 (日) 水道橋校
- ◇ 4/21 (日) 名古屋校

TAC社会保険労務士講座

063-0979-1008-16

労働基準法及び労働安全衛生法

〔選択式〕〔1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法第2条第1項においては、「労働条件は、労働者と使用者が、
 A 決定すべきものである。」と規定されている。
- 2 労働基準法第1条第1項においては、「労働条件は、労働者 B ための必要を充たすべきものでなければならない。」と規定されている。
- 3 労働基準法第13条においては、「この法律で定める基準 C 労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。」と規定されている。
- 4 労働安全衛生法第28条の2第1項においては、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は D 危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されている。
- 5 労働安全衛生法第15条第1項において、元方事業者とは、「事業者で、
 E において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）」と定義されている。

選択肢

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 一の場所 | ② がその能力を有効に発揮する |
| ③ が人たるに値する生活を営む | ④ 現 場 |
| ⑤ 公正な交渉において | ⑥ 作業環境その他業務に関する |
| ⑦ 作業環境等に起因する | ⑧ 作業行動その他業務に起因する |
| ⑨ 作業行動等に関する | ⑩ 作業場 |
| ⑪ 事業場 | ⑫ 自由な立場において |
| ⑬ 誠実に協議の上 | ⑭ 対等の立場において |
| ⑮ と相違する | ⑯ に違反する |
| ⑰ に達しない | ⑱ の経済的社会的地位の向上を図る |
| ⑲ の職業の安定とその地位の向上を図る | |
| ⑳ を上回る | |

[H19]

〔択一式〕

〔問 1〕労働基準法に定める就業規則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成する義務を負うが、週の所定労働時間が20時間未満のパートタイム労働者は、この労働者数の算定には含まれない。
- B 使用者は、パートタイム労働者など当該事業場の労働者の一部について、他の労働者と異なる労働条件を定める場合には、当該一部の労働者にのみ適用される別個の就業規則を作成することもできる。
- C 使用者が就業規則に記載すべき事項には、いかなる場合であっても必ず記載しなければならない事項（いわゆる絶対的必要記載事項）と、その事項について定めをする場合には必ず記載しなければならない事項（いわゆる相対的必要記載事項）とがある。
- D 使用者は、就業規則の作成だけでなく、その変更についても、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。
- E 労働基準法第106条は、就業規則を労働者に周知する義務を定めているが、労働者全員が集まる集会の場で会社の人事担当責任者がその内容を口頭で詳しく説明するという方法をとっただけでは、この義務を果たしたものと認められない。

〔H21-3〕

労働者災害補償保険法

〔選択式〕〔1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 業務災害とは労働者の業務上の、通勤災害とは労働者の通勤による、負傷、疾病、障害又は死亡である。労働者災害補償保険は、業務災害又は通勤災害等に関する保険給付を行い、あわせて、被災した労働者の A の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の B の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣労働者が C との間の労働契約に基づき C の支配下にある場合及び派遣元事業と派遣先事業との間の労働者派遣契約に基づき D の支配下にある場合には、一般に E があるものとして取り扱われる。

選択肢

- | | | |
|------------------|------------------|----------|
| ① 安全及び衛生 | ② 救 済 | ③ 業務起因性 |
| ④ 業務遂行性 | ⑤ 社会復帰 | ⑥ 収 入 |
| ⑦ 受託者 | ⑧ 条件関係 | ⑨ 職場復帰 |
| ⑩ 生 活 | ⑪ 相当因果関係 | ⑫ 注文主 |
| ⑬ 治 療 | ⑭ 派遣先事業主 | ⑮ 派遣先責任者 |
| ⑯ 派遣元事業主 | ⑰ 派遣元事業主及び派遣先事業主 | |
| ⑱ 派遣元事業主又は派遣先事業主 | ⑲ 派遣元責任者 | |
| ⑳ 労働条件 | | |

〔H22〕

〔択一式〕

〔問 1〕 次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、以下において、「労災保険法」とは「労働者災害補償保険法」のことであり、「労災保険」とは「労働者災害補償保険」のことである。

- A 試みの使用期間中で雇入れ後14日未満の者には、労災保険法は適用されない。
- B 派遣労働者は、派遣元事業主に雇用される労働者であるが、派遣先の指揮命令を受けて従事した労働によって生じた業務災害については、派遣先を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険の保険給付は、いずれも、その事由が生じた場合に、当該保険給付を受けることができる者からの請求に基づいて行われる。
- D 中小事業主及び一人親方等の特別加入者は、適用事業に使用される労働者とみなされ、労災保険のすべての保険給付が行われる。
- E 事業主が労災保険に係る保険関係の成立の届出をせず、保険料を納付していない場合であっても、その事業に使用される労働者が労災保険法第7条第1項に定める保険給付の受給を制限されることはない。この場合において、政府は、所定の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を当該事業主から徴収することができることとされている。

〔H20-1〕

雇用保険法

〔選択式〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 一般被保険者であるXが失業した場合、基本手当の支給を受けるためには、原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要であるが、Xが A によって失業した場合には、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あるときにも、基本手当の支給を受けることができる。これら離職の日以前2年間又は1年間という期間は、その間にXが負傷のため引き続き B 日以上賃金の支払いを受けることができなかった日があれば、当該期間にその日数を加算した期間（その期間が4年を超えるときには、4年間）となる。被保険者期間は、原則として、被保険者であった期間のうち、当該被保険者でなくなった日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった各期間（賃金の支払の基礎となった日数が C 日以上であるものに限る。）を1か月として計算される。
- 2 受給資格者〔基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満又は45日未満である者（平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間に就職した者にあつては、再就職手当の支給要件を満たす場合には、その旨を除く。）に限る。〕、特例受給資格者又は D であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものが、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた場合、所定の要件を満たせば、 E を受給することができる。

— 選択肢 —

- | | | | |
|------------------------------|------|--------------|------|
| ① 4 | ② 7 | ③ 8 | ④ 10 |
| ⑤ 11 | ⑥ 14 | ⑦ 15 | ⑧ 30 |
| ⑨ 高年齢受給資格者 | | ⑩ 再就職手当 | |
| ⑪ 仕事が自分に向かないと考えて辞職したこと | | | |
| ⑫ 自己の責めに帰すべき重大な理由に基づき解雇されたこと | | | |
| ⑬ 就業規則の定める定年に達して退職したこと | | | |
| ⑭ 就業手当 | | ⑮ 常用就職支度手当 | |
| ⑯ 人員整理に伴う退職勧奨に従って離職したこと | | | |
| ⑰ 短時間受給資格者 | | ⑱ 特定求職者就職支度金 | |
| ⑲ 特定受給資格者 | | ⑳ 日雇受給資格者 | |

[H20]

【択一式】

【問 1】 雇用保険制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 教育訓練給付に要する費用については、原則として、その8分の1を国庫が負担するものとされている。
- B 失業等給付は、求職者給付、教育訓練給付及び雇用継続給付の3つである。
- C 過去6か月以内に、雇用する被保険者を特定受給資格者となる理由により離職させた事業主は、その数が一定の基準を超える場合には、いわゆる雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）の対象から除外され、これらの事業による一切の助成金、奨励金等の支給を受けることができない。
- D 高年齢雇用継続給付は、賃金の減少分を補うものであり、賃金に準じる性格を有するので、所得税及び住民税の課税対象とされている。
- E 雇用保険法では、教育訓練給付対象者や、未支給の失業等給付の支給を請求する者に関しても、一定の行為について懲役刑又は罰金刑による罰則を設けている。

[H22-7]

国 民 年 金 法

〔選択式〕 次の文中の の部分を国民年金法に基づいて選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 保険料納付済期間又は保険料免除期間（いわゆる「学生納付特例」又は「若年者納付猶予」の期間を除く。）を有する者であって、 A であるもの（ B でないものに限るものとし、法附則第9条の2の2第1項に規定する老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、 C に達する前に、社会保険庁長官に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、当該請求があった日の前日において、当該請求に係る者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないときは、この限りでない。
- 2 老齢基礎年金の受給権を有する者であって66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が C に達したときに、他の年金給付（ D を除く。以下同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（ E を支給事由とするものを除く。以下同じ。）の受給権者であったとき、又は C に達した日から66歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となったときは、この限りでない。

選択肢

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| ① 障 害 | ② 65歳 | ③ 第1号被保険者 |
| ④ 遺 族 | ⑤ 付加年金 | ⑥ 国民年金基金加入員 |
| ⑦ 脱退一時金 | ⑧ 受給権を取得した者 | ⑨ 60歳以上65歳未満 |
| ⑩ 66歳 | ⑪ 死亡又は障害 | ⑫ 特例適用者 |
| ⑬ 年金支給開始日 | ⑭ 60歳未満 | ⑮ 老齢又は退職 |
| ⑯ 寡婦年金 | ⑰ 59歳 | ⑱ 加給年金 |
| ⑲ 被扶養配偶者 | ⑳ 任意加入被保険者 | |

〔H21〕

労働基準法及び安全衛生法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労基法1条1項、法2条1項、法13条、安衛法15条1項、法28条の2、1項）

- A（14）対等の立場において
- B（3）が人たるに値する生活を営む
- C（17）に達しない
- D（8）作業行動その他業務に起因する
- E（1）一の場所

〔択一式〕

- 〔問 1〕 正解 A 労働基準法9条、法89条1項。「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいうから、週所定労働時間が20時間未満のパート労働者についても、就業規則の作成義務に係る「常時10人以上」の労働者数の算定に含まれる。
- B 労働基準法89条、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- C 労働基準法89条。設問の通り正しい。
- D 労働基準法90条1項。設問の通り正しい。
- E 労働基準法106条、則52条の2。設問の通り正しい。周知の方法については、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を労働者に交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること、のいずれかの方法によるものと定められており、設問のように、口頭で詳しく説明するのみでは、周知義務を果たしているとはいえない。

労働者災害補償保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労災保険法1条、昭和61.6.30基発383号）

- A（5）社会復帰
- B（1）安全及び衛生
- C（16）派遣元事業主
- D（14）派遣先事業主
- E（4）業務遂行性

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 E 労災保険法31条1項1号、2号。設問の通り正しい。

- A 労災保険法3条1項。設問の試みの使用期間中の者であっても、適用事業に使用される限り労災保険法は適用される。
- B 労災保険法3条1項。昭和61.6.30基発383号。派遣労働者については「派遣元」を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険法12条の8,3項、法23条、労災保険法施行規則18条の2,1項、則18条の13,2項。傷病補償年金及び傷病年金については保険給付を受けることができる者からの請求ではなく「所轄労働基準監督署長の職権」により支給決定される。
- D 労災保険法35条1項カッコ書、労災保険法施行規則46条の22の2、平成13.3.30基発233号。二次健康診断等給付は特別加入者には支給されず、また、一人親方等の特別加入者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者（個人タクシー業者等）については通勤災害に係る保険給付が行われない。

雇用保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕 （法13条、法14条1項、法56条の2,1項2号、則35条9号、則84条2項）

- A（16）人員整理に伴う退職勧奨に従って離職したこと
- B（8）30
- C（5）11
- D（20）日雇受給資格者
- E（15）常用就職支度手当

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 E 雇用保険法85条。設問の通り正しい。

- A 雇用保険法66条。教育訓練給付に要する費用については、国庫負担はない。
- B 雇用保険法10条1項。失業等給付は、求職者給付、「就職促進給付」、教育訓練給付及び雇用継続給付の「4つ」である。
- C 雇用保険法62条、同法63条。設問のような規定はないので誤り。
- D 雇用保険法12条。高年齢雇用継続給付は失業等給付であるので、所得税及び住民税の課税対象とならない。

国民年金法【解答】

〔選択式〕〔1〕 （法28条1項、法附則9条1項カッコ書、法附則9条の2,1項、
（16）法附則19条4項）

- A（9）60歳以上65歳未満
- B（20）任意加入被保険者
- C（2）65歳
- D（5）付加年金
- E（15）老齢又は退職

TAC 社会保険労務士講座 2013年合格目標

インプットを終えた今、弱点への悩みは人それぞれ。TACでは直前期に必要な不可欠な重要ポイントの総整理や弱点克服に活用できるオプション講座を開講。毎年、大好評のTAC「弱点克服オプション講座」を上手に活用して、次に合格するのはあなたです!

弱点克服 オプション講座

基礎知識を吸収した後は…
自分の弱点に目をつぶらない!

入会金
¥10,000
不要!

TAC



過去問を何回か
まわしたけれど、
解答の見つけ出し方が
わからない…
オススメです!

厳選した過去問で、効率よく基本事項を総復習 3/27(水)より順次開講!

過去問でステップ・アップゼミ 全8回

本試験の傾向に沿った基本事項が実践の中で身に付く!

最近の本試験の問題は、基本事項をベースに様々な切り口で出題されます。これに対処するために、まず①基本事項をしっかり習得(理解を前提に記憶)しておくこと、そして②実践レベルでそれを使いこなせること、この2点を念頭に、本ゼミで各法律の制度趣旨、体系、基本事項の理解を確かなものにしていきます。

(受講料) (教材費・5%税込)

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)

受講料 ¥24,000 (本科生割引 ¥15,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード

受講料 ¥28,000 (本科生割引 ¥18,000)

■通信講座: Web+DL

受講料 ¥31,000 (本科生割引 ¥21,000)



インプットがひと通り
終わったけれど、
科目の関連がゴチャゴチャで
整理できない…
オススメです!

横のつながりで科目間の論点整理

4/29(月・祝)より順次開講!

横断セミナー 全2回

各科目に共通する項目を明確にまとめ、効率的に理解したい方に

社労士試験が難しいと言われる一つの要因として、同じ言葉でくられる論点でも、各法律によって内容が異なることにあります。

そこで本講義では、各法律を横断してその相違を明確にしていきます。

(受講料) (教材費・5%税込)

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)

受講料 ¥6,000 (本科生割引 ¥5,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード

受講料 ¥8,000 (本科生割引 ¥7,000)

■通信講座: Web+DL

受講料 ¥9,000 (本科生割引 ¥8,000)

※総合本科生 Plus には本講義が含まれております。



学習範囲の広い一般常識、
どこから手をつけていいのかわからない…
不安です…
オススメです!

果てしなく広い範囲はこれで絞り込み!

7/7(日)より順次開講!

一般常識セミナー 全2回

白書・労働統計を中心に、一般常識を短時間で効率よく学習し、実力をつけたい方へ

「一般常識」という科目はその範囲が膨大であるため、苦手に感じている受験生が多い科目の一つです。

本講義は試験対策という観点から、白書に記載される最新の統計資料の内容はもちろん、出題頻度の高い箇所をズバリ指摘していきます。

(受講料) (教材費・5%税込)

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)

受講料 ¥7,000 (本科生割引 ¥6,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード

受講料 ¥9,000 (本科生割引 ¥8,000)

■通信講座: Web+DL

受講料 ¥10,000 (本科生割引 ¥9,000)

※総合本科生 Plus には本講義が含まれております。



選択式で思うように
点が取れなくて、
苦手意識をなくしたい…
オススメです!

選択式の「1点」で泣かないために!

リニューアル!

レクチャー編 全1回

チャレンジ編 全1回

選択式セミナー

レクチャー編 4/14(日)
チャレンジ編 7/15(月・祝)
より順次開講!

考えて読み解くアプローチの方法を身につける!

選択式対策として、暗記だけにたよらず、問題を論理的に読み解く力を身につけることで、本試験で見たことがない問題が出題されても臨機応変に対応できる読解力を養います。

リニューアル! 「レクチャー編」と「チャレンジ編」の2部構成で、万全の選択式対策を実現!

レクチャー編 全1回…過去問題を題材にして、講義形式で選択式問題へのアプローチ手法をレクチャーします。

チャレンジ編 全1回…新作オリジナル問題を使い、前半で演習を実施、後半で解説を行います。

(受講料) (教材費・5%税込)

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)

受講料 各 ¥3,000 (本科生割引 各 ¥2,500)

■通信講座: Web DVD ダウンロード

受講料 各 ¥4,000 (本科生割引 各 ¥3,500)

■通信講座: Web+DL

受講料 各 ¥5,000 (本科生割引 各 ¥4,500)

063-0903-1025-10

新規申込者も セットならおトクに! 「弱点克服セット割引」

「過去問でステップ・アップゼミ」「横断セミナー」「一般常識セミナー」
「選択式セミナー レクチャー編」「選択式セミナー チャレンジ編」の
5講座を全て通常受講料で同時にお申込みの方に限り

合計金額より¥6,000OFF!

※通常受講料と通信講座を併せてお申込みいただいても割引対象となります。
※通常受講料と通信講座を併せてお申込みの場合は、割引対象外となります。割引対象外の場合は、他の割引制度との併用はできません。

TAC本科生は 特別価格に! 「本科生割引」

本科生割引の対象は、2013年合格目標のTAC本科生(入門総合
本科生・総合本科生・総合本科生Plus・上級本科生・上級本科生
Fast・入門速修本科生・速修本科生)となります。

※お申込みの際は会員登録をご確認ください。

※本科生割引申込みは、他の割引制度・特等優待などの併用はできません。

※通常受講料にてお申込み後、本科生である旨を申し出られなくても、差額の返金に応じることはできませんのでご注意ください。

※お申込みは、本科生割引によるお申込みのみです。

合格者の声



舞見 弘さん

「過去問でステップ・アップゼミ」は
特にオススメです!

どのオプション講座も、大変重宝しましたが、中でも特に「過去問でステップ・アップゼミ」は、重要論点の確認、知識の定着のためにとても役に立ちました。また、「選択式セミナー」や「一般常識セミナー」を受講した際に頂いた付録問題集も大変中身が濃く、直前期には何度も解くことで実力がつきました。

合格者の声



都築 大介さん

どのオプション講座も役立ちます!

「横断セミナー」は、知識の整理に最適でした。「一般常識セミナー」は膨大な範囲からポイントを絞った内容なので、効率的に学習ができました。「選択式セミナー」は、前年に選択式の基準点不足で不合格となった経験があり、それを乗り越えるために受講しました。どのオプション講座も大変有意義でした!

総合本科生Plusの
人気講義を
オプション化!

5/20(月)よりDVD通信講座限定で発送開始!

計算演習セミナー 全1回

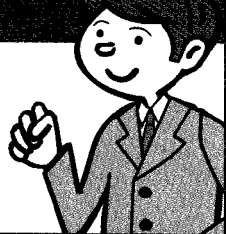
計算問題に慣れ、「速く、正確に」解く力を身につけたい方に
社会保険労務士試験では計算問題が出題されることがあります。電卓を必要とするような複雑な
ものではありませんが、対応を疎かにしておくと計算問題を解くことに多くの時間を費やしてしま
い、他の問題の解答に影響を及ぼすことがあります。このセミナーを活用することで計算問題
に慣れ、「速く、正確に」解く力を身につけていきましょう。 ※本試験では電卓は使用不可とされています。

(受講料) (教材費・5%税込)

■通信講座: DVD

受講料 ¥4,000

※DVD通信のご視聴にはDVD-R対応のプレーヤーが必要となります。
パソコン・ゲーム機等での再生は動作保証対象外となります。
※解答解説講座になります。問題を事前に解いた上でご視聴ください。
※総合本科生Plusには本講座が含まれております。



Web+DLツインフォローが弱点克服オプション講座でも使えます

大好評

ダウンロード
Web+DLツインフォロー [有料]

通学生にプラスの
学習効果!

Webやダウンロード通信講座と同様に、ネットを
活用した講義を受講することができます。
これにより、学習環境が格段に広がります。

【ブロードバンド環境必須】

- もう一度同じ講義が聴けるので復習に効果的です。
- 教室講座が別の先生なら2人の講師の講義が受講できます。
- 講義を大塚して、まった際のフォローに最適です。
- 図書館やカフェなどお気に入りの場所から受講できます。※

- 電車の内など通勤通学の時間を使った受講が可能です。※
- 遠距離を使っての学習が可能で、※

※再生機種の確認および受講メディアにより異なります。

Webフォロー

パソコンで
動画が
見れる!

DLフォロー

外出先でも
音声学習!

対象
メディア

対象
メディア

リニキュアル

スマートフォンでも
タブレットでも
受講できます!

弱点克服
オプション講座

- 過去問でステップ・アップゼミ
- 横断セミナー
- 一般常識セミナー
- 選択式セミナー レクチャー編
- 選択式セミナー チャレンジ編

¥3,000

各¥1,000

※Webフォロー・DLフォローの講義は、教室の講
義を収録したものと異なります。また担当講師は、
Web通信講座・ダウンロード通信講座の担当
講師と同一です。
※お申込み前に、TACホームページ内の「WEB
SCHOOL」にて必ず動作環境および、ご利用に
なるPCでの無料デモ体験版講義の動作をご確
認ください。

uketsuke
e受付

今すぐネットで「弱点克服オプション講座」のお申込みができます!
<http://ec.tac-school.co.jp/>

※申込可能な商品に限られますので左記サイトにてご確認ください。

「弱点克服オプション講座」等の直前対策のご案内・資料のご請求は

0120-509-117

【受付時間】
9:30~19:00(月曜~金曜)
9:30~18:00(土曜・日曜・祝日)

※携帯・PHS OK 携帯・自動車電話、PHS、衛星電話からもご利用になれます。

TACのホームページ
<http://www.tac-school.co.jp/>

TAC各校受付窓口
随時受講のご相談を承っております。

本案内書は
TAC各校受付
でも入手できます。

